平成２２年（フ）第６３３号
奈良県生駒郡斑鳩町興留４丁目９番６号
債務者　藤井　明実
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２６５号
福島県いわき市平字十五町目２番地　クボタアパート204
債務者　高木　秀子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１８８３号
埼玉県川口市北原台１丁目16番25号　エクセル北原台Ⅰ―201号
債務者　宮本　富恵
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８９９号
埼玉県新座市栄２丁目７番28号　ガーデンフレアA103号室
債務者　飯塚　　恵（旧姓湯浅）
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９０７号
埼玉県新座市西堀１丁目１番14号
債務者　高瀬　英子（旧姓中尾）
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２００５号
埼玉県北本市栄７番地　２―４―402
債務者　櫻井由紀子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０３０号
埼玉県川口市戸塚東３丁目29番９号　メゾンエミーナ105号、旧住所埼玉県川口市東川口２丁目20番12―302号　ライオンズマンション東川口第２
債務者　杉山　和明
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０３１号
埼玉県川口市戸塚東３丁目29番９号　メゾンエミーナ105号、旧住所埼玉県川口市東川口２丁目20番12―302号　ライオンズマンション東川口第２
債務者　杉山　栄子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０４１号
埼玉県川口市青木５丁目６番12―602号　第６ローヤルコーポ
債務者　林　　亮祐
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３３４号
富山市東富山寿町３丁目９番40号
債務者　工藤　　誠
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４０号
富山市古志町３丁目９番地
債務者　角　芙二子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４７号
富山市安養坊634番地２
債務者　越後　清一
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８０４号
千葉県野田市野田57番地
債務者　渡会　章広
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８５５号
千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷４丁目13番19号　ティアラ新鎌105
債務者　高野　聖美
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８８３号
千葉県柏市高柳新田10番地14グリーンハイツ高柳102号
債務者　荻原　悦子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８９６号
千葉県流山市松ケ丘５丁目669番地の30グリーンキャッスル松ケ丘A―202
債務者　蒔田　泰男
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８９７号
千葉県流山市松ケ丘５丁目669番地の30グリーンキャッスル松ケ丘A―202
債務者　蒔田さおり
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部